2019年 3月12日

被保険者 各位

田辺三菱製薬健康保険組合

はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧　療養費の支給申請方法の変更について

平素は、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

現在、はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧の施術料については、窓口で自己負担分を支払い、残りの施術料を当健保組合が鍼灸師等に支払う「代理受領払い」方式で運用しています。

しかし、昨年、不正対策として「代理受領払い」方式が廃止となったことから、今後の運用について平成31年2月に開催した健康保険組合の議決機関である組合会で審議した結果、平成31年4月施術分より、施術を受けた方が一旦窓口で全額を支払い、後日健康保険組合へ申請する「償還払い」方式に変更することとなりました。なお、柔道整復療養費の支払い方式は変更ありません。

下記内容をご確認いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

１．変更時期

２０１９年４月施術分より

２．対象

はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧のうち保険適用となるもの

３．支払方法

償還払い

【施術を受けた方が施術料の全額を一旦窓口で支払い、後日被保険者が健康保険組合へ療養費申請を行う方法】

1. 申請方法

(1) 医師から「はり・きゅう」「あん摩・マッサージ・指圧」の施術について同意書の交付を受ける。

(2)施術を受けた後、施術料の全額(10割)を窓口で支払い、必ず「領収書」を受け取る。

現在受療している施術者へ「31年４月施術分より加入している健保組合が償還払いの支払い方法になった」という旨をお知らせください。

(3)鍼灸師等に「療養費支給申請書」内の「施術者記入欄」の証明を受ける。

※月末までの施術を終えて、月単位（1 日～月末）で申請してください。

(4)以下の必要書類を健康保険組合に提出してください。

【①療養費支給申請書 ②医師の同意書 ③領収書（原本）】

* 1. 『療養費支給申請書』

　　 　「はり、きゅう用」または「あん摩･マッサージ・指圧用」の該当するものに記入。また、「施術内容欄・施術証明欄は施術者」、「それ以外の項目は申請者(被保険者)」が記入をします。

　　②『医師の施術同意書（原本または写し）』

　　　※初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意(同意書の再交付)を受けることが必要です。

　　　　　同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は（写し）の添付で差し支えありません。

③『領収書原本』（全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの）

　　＜その他＞

　　□『施術報告書（写し）』（平成30年10月施術分より）

　　 　 ※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合

　　□『往療状況確認書』

　　　※往療の施術を受けた場合

(5)健康保険組合にて審査のうえ、支給決定を行います。

※他医療機関との併用確認のため、お支払いは最短で施術月から 3 ヶ月後以降の給与での支給となります。

なお、申請内容を審査した結果、支給できない場合もあります。

また、異なる支払方法（施術所からの代理受領払い）にて申請があった場合は、申請書を返戻させていただきますので、償還払いにて申請をお願いいたします。

５．申請書等について

申請書は、2019 年 4 月以降 健康保険組合ホームページから印刷してご使用ください。

申請書は、施術を受けた月ごとにご利用ください。

「はり・きゅう用」「あん摩・マッサージ・指圧用」と 2 種類あります。

申請書類の詳しい内容などは、健康保険組合ホームページをご確認ください。

（参考）健康保険が適用されるもの（添付リーフレットも参照ください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 柔道整復 | はり・きゅう | あん摩・マッサージ・指圧 |
| 施術者 | 柔道整復師 | はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師 | |
| 支給対象 | 柔道整復師が施術をおこなうもの | 慢性病で医師による適当な治療手段がない場合 | 医療上、施術を必要とする症例 |
| 対象となる疾患・症例 | 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉離れなど | ・神経痛　・リウマチ　・頚腕症候群　・五十肩　・腰痛症　・頸椎捻挫後遺症など | 筋麻痺　・関節拘縮など |
| 請求方法 | 受領委任払い  変更なし | 償還払い  平成31年4月～ | 償還払い  平成31年4月～ |
| 医師の同意 | 骨折・脱臼に限り必要  ＊口頭同意可 | 医師の同意書が必要 | 医師の同意書が必要 |

以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 添付資料①  添付資料②  添付資料③ | （参考）あはき療養費 支払いと申請の流れ  （健康保険組合連合会）療養費リーフレット（あはき）.pdf  （健康保険組合連合会）療養費リーフレット（柔道整復）.pdf | |
| 問合せ先 | 田辺三菱製薬健康保険組合 | ０６－６３００－２４５５ |